本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六二号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六五号。以下「法」という。）の施行期日は、平成二六年七月二五日とすることとした。

ただし、法第一条中防衛省設置法（昭和二九年法律第一六四号）第六条、第一〇条第一項、第一一条及び第二二条第六号の改正規定並びに法第三条中自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第二〇条第二項、第二五条第一項、第七五条の二第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二六年八月一日とすることとした。

◇防衛省組織令等の一部を改正する政令（政令第二六三号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　内部部局の所掌事務を改めることとした。（第五条及び第一二条関係）

2　地方協力局に置かれる次長を一人とすることとした。（第一〇条の二関係）

3　大臣官房に置かれる参事官を二人とすることとした。（第一〇条の四関係）

4　装備施設本部監査課の廃止に伴う規定の整備を行うこととした。（第一八五条及び第一八七条から第一八九条まで関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　航空自衛隊の航空総隊の編成を改めることとした。（第二八条の二関係）

2　航空自衛隊の航空総隊司令部の航空総隊戦術官を廃止することとした。（第二八条の四関係）

3　航空自衛隊の航空戦術教導団の編成及び航空戦術教導団司令を規定することとした。（第三〇条の五及び第三〇条の六関係）

4　航空自衛隊の学校の所掌事務を改めるとともに、自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第二五条第一項の政令で定める航空自衛隊の学校を航空自衛隊幹部学校とすることとした。（第三五条及び第三八条の二関係）

5　防衛審議官の定年年齢を六二年とすることとした。（第五九条の四関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　防衛審議官に適用する俸給表を指定職俸給表とすることとした。（第三条関係）

2　航空自衛隊の航空総隊司令部の航空総隊戦術官を廃止し、航空戦術教導団司令を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職について改めることとした。（別表第三関係）

四　施行期日等

1　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令について、所要の規定を整備することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年七月二五日）から施行することとした。

政　令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行期日は、平成二十六年七月二十五日とする。ただし、法第一条中防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第六条、第十条第一項、第十一条及び第二十二条第六号の改正規定並びに法第三条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十条第二項、第二十五条第一項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定の施行期日は、平成二十六年八月一日とする。

防衛大臣　小野寺五典

内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十条第二項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条、第二十五条第一項、第三十条及び第四十四条の二第二項第三号並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項及び第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「（自衛官）」の下に「（内部部局に所属する者を除く。）」を加える。

第十条の二第一項中「及び地方協力局に、それぞれ次長二人」を「に次長二人を、地方協力局に次長一人」に改める。

第十条の四第一項中「四人」を「二人」に改める。

第十二条第三号中「（自衛官）」の下に「（内部部局に所属する者を除く。）」を加える。

第百八十五条中「十七課」を「十六課」に、「会計課　監査課」を「会計課」に改める。